

今、許してはならない!! “新しい戦前”

『治安維持法 国賠同盟』の存在と真価が問われる時です

先に閉会した通常国会は…

まるで、「戦前の暗黒政治」

六月二十一日に終了した通常国会は、「トトロテン国会」と揶揄されています。それは、戦後史上で最悪の国会であったとの象徴です。

「ジエンダー」「入管法」などの人権法はもとより、「43兆円の大軍拡法」「軍事産業支援法」「60年超の原発を含む再稼働法」「マイナンバーカード導入と保険証などの廃止法」等々、日本の将来を左右する重大法案が、ろくな審議もなしに、自民・公明・維新・国民の悪政推進の四党により、国会無視の強硬採決。しかもマスコミの多くは、その法案の重大性は殆ど報道せず、法案成立後に、その国民への影響を報道するという状況。…それは、戦前の「天皇詔勅」による暗黒政治と事実上、同じ事態が進行していると言わざるを得ません。しかも、極右の「維新」を先頭に、ヒトラーが使った、ワ

イマール法の『緊急事態条項』を日本国憲法に何としても導入しようという「改憲」策動も、一気に強まっています。極めて緊迫した事態が進行している。…

『治安維持法』による過酷な弾圧に

『謝罪』する政府の樹立を!

しかし、戦前と今日の事態の最大の違いは、戦前の治安維持法によって『壊滅』させられた「日本共産黨員」はもとより、自由主義者・宗教者・植民地国民・等々が今日、しっかりと力を全国的に存在させていることです。したがって、今、きわめて重大なことは、すべての国民に塗炭の苦しみを与えた「根柢」=『治安維持法』による残酷な弾圧・虐殺への「謝罪」・賠償」を実行する政府を樹立することであり、それは、避けて通れない喫緊の

課題と言えます。決意を新たにし、力を合わせ挑戦しようではありませんか。

二〇一三年七月

果本部長 横田有史



No. 589付録

宮城版 No. 410

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟・宮城県本部

仙台市青葉区五橋1-5-13

県労連会・3F 国民救援会内

電話 022-222-6458

FAX 022-222-6450

FAX 022-222-6450

- * 九月十七日(日)の果本部長会まで、三百名同盟の集結を!
- * 個人・団体署名の飛躍的拡大の取り組みを!!
- * 映画「伊藤千代子の青春」の上映会を、県内の隅々で行おう!!

支部総会を開催

【大崎支部】

六月十二日に開催。支部長の転勤により、新支部長を選出し、幹事会の体制を刷新しました。討論では、会員の拡大を活動の中心にする。諸行事活動の具体化などを、討論しました。

支部役員は、鹿野輝雄支部長、佐々木利一事務局長、小畑茂貞幹事候補を選出しました。

【塩釜支部】

諸般の事情により、六月開催が困難となり、「文書式総会」で実施しました。役員改選では、後藤

行男支部長、武藤貞也事務局長

幹事一人を選出しました。

国会請願

六月二日終了の通常国会の、国賠請願の紹介議員(宮城眞関係)高橋千鶴子、岩淵とも、石垣のり子、鎌田さゆり、安住淳、安住議員は、民主党が政権獲得時以来の初めての紹介議員承諾です。

第33回宮城県本部総会

日時：9月17日(日)午後1時30分から

会場：仙台戦災復興記念館 4F 第二会議室

*開会前に、記念講演を行います(演題未定)

布施辰治没後70年企画

碑前祭と記念講演 9月9日(土)

碑前祭：11時から 石巻市・蛇田あけぼの南公園

記念講演：午後1時30分から 石巻水産振興センター

講師 森正 (名古屋市立大学名誉教授)

森正先生は布施辰治顕彰碑の「顕彰のことば」を起草した布施辰治研究者の第一人者です

宮城の顕彰活動

テーマと課題【6】

蔵王町矢附地区...昭和20年11月3日:建立

新憲法發布記念碑

平和を願ひ、

自治・自主・連帯の

地域づくりへ

蔵王町の矢附地区の畑に囲まれた町道の路傍に『新憲法發付記念碑』があります。全国的には、新憲法が施行された五月三日が「憲法記念日」でもあり、記念碑も五月三日に建立されている中で、前年の昭和二十一年(1946年)十一月三日の発布(公布)の日付で建立されている稀有な碑です。この碑には「一九四六年十一月三日の新憲法發布の記念事業として、当時の円田(えんだ)村矢附地区の消防団班長らが寄付を呼び掛けて、新しい消防ポンプ(唧筒・しょくとう)と電話を配備した」として八十名の寄付者の名前も刻まれ、「めでたい憲法公布」を記念に建立されたとして記されています。

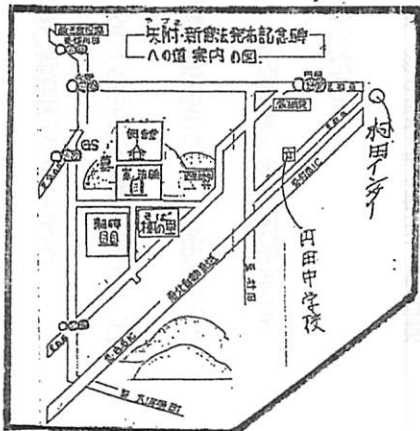


地域でも忘れられていたこの碑を十数年前に見出した我妻正美区長は、片栗粉を碑面にまぶし、彫刻文字を白字に浮き上がらせながら、「戦争の抑圧から解放され新しい時代となり、その喜びが記念事業につながり寄付集めも盛り上がったのでしよう。」と話します。集落からも多くが戦場に駆り出されて命を失った歴史を踏まえて、「平和を守るためには、お上のいう通りにはダメ」と話す我妻さんたちは、『自治自立連帯 親睦 ミニミー』を矢附区理念とする『矢附自治』ミニミー新聞・やづき』を発刊し続けています。「吉野作造の会」や

新憲法發布記念碑

新憲法發布記念事業として矢附消防團発起ノモトニ有志各位ノ熱烈ナル御後援ヲ得、唧頭ノ新備並ニ電話ノ新設ヲミタリ 村民各位ニ深謝シテ永遠ニ記念スルタメ之ヲ建ツルモノナリ

昭和二十一年十一月三日



「憲法市民の会」などが中心に5年ほど前から「新憲法発布記念碑を讀めるつどい」が十一月に開催されています。戦後七十七年間、地域の平和に根ざした活動を見守ってきた「石碑」です。同時に、「悲惨な戦争の惨禍を再び許さない」という集落民の重厚な思いの「石碑」に思えます。

自治自立連帯 親睦 ミニミー

矢附区 自治・自主・連帯の

2019年6月1日 発行 矢附区 編集主任 我妻正美 発行所 020-2615-0658

第64号

小田中聰樹先生が

私たちに残された言葉

パンフ「いま語る昭和史の影」から

六月九日 小田中聰樹東北大学教員

教授が亡くなられましたが八七歳。

小田中先生は、皇国開拓青年時代の早

い時期からの回覧会員として私たちに

と活動を共にして頂きました。

少量ではありますが、「パンフ」の

中から、先生の「お言葉」を紹介

します。

治安維持法は、私たちに何を

教えているか

治安維持法は今から二〇〇年経

て前に作られた法律でも、第一

次大戦後に廃止されるまで、わが

国の自由・平和・福祉などあらゆる

人権を抑圧し、自由・人権・平

和・福祉の向上を求める全ての運

動を抑圧した悪法でも。

その凶暴な爪跡の一端は、このパ

ンフレットにも生々しく記されて

いるので、詳しくは省略して

、私のさまざまな体験を書き起し

したい。それは、父が出征中(中国

派遣軍)に、特高が早朝に乗り込ん

で来て父の手紙や蔵書を押収して

いった。戦後になって判ったのは

、この捜索・押収は山形の書庫研

究所事件捜査の一環であり、父は

その関係者で疑われたようにある

。もし、出征していなければ捜査

されていなかったかもしれない。

この体験は、当時小学校三年だ

った私にとって忘れがたかった。

あり、その時とこの機軸の手紙

や蔵書の何点かを押入れに隠した

母の気丈な行動と、傷病兵として

帰還した父が戦後に古本屋から蔵

書の一部を黙々として買戻した姿

(特高は蔵書を売り飛ばしていた)

は忘れがたい思い出であり、私の

権力批判思考の原体験である。

@@@@@@@@@@@@@@@@

治安維持法は稀代の悪法である

。何故か、それは思想と良心・信

条・表現の自由(伊田毅)であり、平

和・福祉を求める社会的宮みや社

会運動の弾圧だからである。

このような悪法が現憲法下で、民

主運動が強化されている現代にお

いて、そのまねの形の復活(おん)

とはないだろう。

しかし、形をまねて再生する危険

はある。その最近の例として学術

会議会員の任命拒否の問題がある

。二〇一〇年一〇月二日、菅内閣

は学術会議が推薦した会員候補者

六名の任命を拒否した。理由を明

らかにしていないが、その狙いが

、学術会議から独立性を奪い政権

従属のシンクタンク化するといった

おん(おん)は明白である。しかし、

その手法が秘密警察的、公安警察

的門口に基つてゐるものである。明かなればよい。

◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎

しかるに、学問・学者の持つ力量を、
監視して政權の從屬物に化すものと
は不可能であり、
学問・学者は眞理に基つて未來を
構想し、運動理論を生み出す力量
を持つ存在である。

学問・学者のこの力量を監視し否
定する政治權力が未來構想能力を
失ひ、早晩衰滅するものは歴史の
鉄則だからである。

二〇二二年四月

最初は共産党と共産党の支援団

体、それからやがて共産党ではな

いけれど、しかし戦争には反対す
るという人、そういう人たちの動き
に対して政治弾圧。やがてはと

にかゝる面、ファシズムとか戦争
に反対すると言つた、そういう人た

ちの運動も究極においては国体を
変革することに繋がるし、究極に

おいては資本主義社会を転覆する
ことに繋がるのだという論法で弾

圧をしてきたんです。この社会
体制なり、政治体制に対する批判

的な思想的な営み、一切のそいつ
う行為を死刑を含む重い刑罰で取

り締まるというのですから、社
会の進歩と、真つ向から対立する

法律だった。それから、その運用

の面において、非常に残酷・残酷
であつたという事です。

◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎

我々は戦後、主権者という立場
に立つたわけですね。この国の政

治の仕組み、この社会というもの
を我々の手で判断できるといふ立

場に立つているわけです。すくな
くても憲法上はそうですね。

しかしながら、我々が主権者とし
て、本当に国のあり方というもの

を選択するためには、その前提条
件として、今、何が行われようとい

しているのかについて、情報を十
分に提供されなければなりません。

我々が主権者であるという事で

は、単に選挙に行つて投票して

「お任せします」といふだけでは

ないのです。一票を投ずるためだ

何が必要か、どういふ情報を我々

は提供されるべきか、我々は政治

のあり方・社会のあり方に、批判

の目を絶えず持ちつづけなければ

ならない。それが、初めて主権者

であるといふ、私は思ひます。

パンフ

「いま語る昭和史の影」

300円

注文は、県本部または、支部役員

に求めてください

第三回「近現代史」学習会

学習会は 六月二三日 サポート

センターで十四時から八人の参加

で行いました。今回は「第三章

激動するアジアと世界」というテ

ーマの学習会でした。ベトナム戦

争の終結 新自由主義の登場

、「社公合意」と革新統一の分断

なごまみに激動する情勢の出来事

について学習しました。

○ベトナム戦争が歴史的意味

をもつのは

①世界史上 最大 最強のアメリカ

カ帝国主義が全力投球した侵略戦

争が打ち破られたこと。南ベトナム

の植民地支配化の失敗

②世界的にベトナム反戦運動が高

揚 国際的な共同行動の組織化

③ベトナム戦争を契機にアジアが

自立に向かう歴史的な変化。

○新自由主義の登場

・高度成長の終焉によって、戦後

、資本主義経済を支えたケインズ

経済主義が後退。代わって新自由

主義が登場する

・新自由主義の登場で、規制緩和

と民営化によって、公的な関与を

なくすことで行政の権限・介入を

小さくする「ちいさな政府」をつ

ちだす。

○「社公合意」と革新統一の

分断

・民社党は 一九七五年の党大会

で「保革枠組み」を超えた国民戦

線として公然と自民党との連合路

線を決定する。

・公明党は 一九七五年党大会で

、日米安保条約に関して、一九七

三年決定の「即時廃棄」の方針を

「合意廃棄」に修正した。さらに

一九七八年の党大会で、安保条約

と自衛隊を容認する。革新統一を

分断するために、共産党への攻撃

を強める。社会党には、選挙協力

の条件として、「全野党共同路線

の放棄を求め、共産党との断絶を

強く求めた。

学習会では、いろいろ感想が出て

良かったと思います。時間がきて

、途中で終わりにしました。次回

も引き続き「三章をすまひ」にな

りました。

(村主)

次回 七月五日

次々回

八月二十八日(月)一四時から